

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準類型の指定について（案）

「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）」

第1の規定に基づき、下表の左欄に掲げる水域について、水生生物保全に関する項目に係る類型をそれぞれ同表の右欄のとおり定める。

水 域			流域の市町村	類型の区分	達成期間
河川名	範囲	環境基準地点の名称			
日向川	全域	日向橋	酒田市 遊佐町	河川 生物A	イ
最上小国川	全域	舟形橋	舟形町 最上町	河川 生物特A	イ
寒河江川	全域	溝延橋	寒河江市 西川町 河北町	河川 生物A	イ
置賜白川	全域	白川橋	長井市 飯豊町	河川 生物A	イ

※達成期間の分類は次のとおり

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。